

## 役員を選出に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は日本スポーツ整復療法学会定款第4章第12条に規定する役員を選出につき必要な事項を定めるものである。

### (選挙管理委員会)

第2条 役員候補者選挙の実施にあたり、選挙管理委員会（以下、委員会）を置く。

第3条 委員長は正会員の中から会長が委嘱する。

第4条 委員会の構成は委員長1名と委員若干名とし、委員は委員長が推薦し、会長が委嘱する。

### (選挙権及び被選挙権)

第5条 選挙権有資格者は、選挙が行われる前年度の7月31日現在で本学会に所属し、且つ選挙の前年度から連続して2年以上年会費を完納している正会員とする。

第6条 被選挙権有資格者は、本学会の正会員として連続3年以上の活動歴があり、かつ選挙が行われる年度の7月31日までに連続して3年以上年会費を完納している正会員とする。

### (選出方法)

第7条 1)理事は、日本スポーツ整復療法学会定款第12条の規定により立候補により正会員の中から選出する。

2)前項に定めるものの他、会長は定款第11条第3項の規定により、若干の役員を指名することができる。

### (役員定数)

第8条 理事定数は、定款11条の規定により20名以内とする。

委員会は、8地区（北海道、東北、関東、北信越、東海、関西、中四国および九州）の選挙権を有する会員数から理事定数を定め、公示する。

第9条 監事は、評議員定数の選挙区上位2選挙区から各1名ずつ会長が指名する

### (選挙の公示)

第10条 役員候補者選挙に関する公示は、選挙が行われる年度の6月に行うものとする。

### (立候補及び開票)

第11条 立候補は、委員会が発行する立候補用紙を用いて郵送で行う。不正な立候補投票用紙による立候補は無効とする。

第12条 開票は、委員会により投票終了後速やかに行われなければならない。

### (役員候補者の決定)

第13条 役員候補者の当選の決定に当たっては、第8条に定める8選挙区ごとの役員定数に並び、立候補者が各地区定数内の場合無投票当選とし、**定数**を超えた場合、委員会は当該地区において選挙を行う。

第14条 得票数が同数の場合は、委員長が行う籤引きによって当選者を決定する。

**第15条** 当選者が辞退又は資格を喪失したときは、当該選挙区の得票数の次順位の者を繰り上げ、当選者とする。

**第16条** 委員長は、投票結果に基づき、開票終了後速やかに役員候補者当選者を理事会に報告する。

(付則)

1. この細則は、平成30年4月1日から施行する。

## 評議員選出に関する細則 (案)

(目的)

第1条 この細則は、日本スポーツ整復療法学会定款第4章第18条に規定する評議員の選出に必要な事項を定めるものである。

(選挙管理委員会)

第2条 評議員候補者選挙の実施にあたり、選挙管理委員会（以下、委員会）を置く。

第3条 委員長は正会員の中から会長が委嘱する。

第4条 委員会の構成は委員長1名と委員若干名とし、委員は委員長が推薦し会長が委嘱する。

(選挙権及び被選挙権)

第5条 選挙権有資格者は、選挙が行われる年度の7月31日現在で本学会に所属し、且つ前年度から連続して年会費を完納している正会員とする。

第6条 被選挙権有資格者は、本学会で正会員として連続3年以上の活動歴があり、且つ選挙が行われる年度の7月31日までに当該年度を含め連続3年以上年会費を完納している正会員とする。

(選出方法)

第7条 評議員は、日本スポーツ整復療法学会定款第4章第18条に規定する地区（以下、選挙区）ごとに、第5条で定める選挙人が選出する。

(役員定数)

第8条 評議員定数は、各選挙区の第5条に規定する選挙権を有する正会員数に基づく比例配分で決定する。

(選挙の公示)

第9条 評議員候補者選挙に関する公示は、選挙が行われる年度の6月に行うものとする。

(投票及び開票)

第10条 投票は、無記名で各選挙区の定数以内連記とし、郵送で行う。候補者名簿への不掲載者に対する投票、定数を超える投票及び不正な投票用紙による投票は無効とする。

第11条 開票は、委員会により投票終了後速やかに行われなければならない。

(評議員候補者の決定)

第12条 評議員候補者の当選の決定に当たっては、第8条に定める選挙区ごとの評議員定数に応じ、得票数の多い者から順次当選とする。

第13条 得票数が同数の場合は、委員長が行う籤引きによって当選者を決定する。

第14条 当選者が辞退又は資格を喪失したときは、当該選挙区の得票数の次順位の者を繰り上げ、当選者とする。

第15条 委員長は、投票結果に基づき、開票終了後速やかに評議員候補者当選者を理事会に報告する。

(付則)

1. この細則は、平成30年4月1日から施行する。